

越谷校舎第2・第3グラウンド使用内規

(目的)

第1条 本学越谷校舎の第2グラウンドおよび第3グラウンドの適正な使用を図るため、本内規を定める。

(使用時間)

第2条 原則として、使用時間については、下記のとおりとする。

	使用時間	退出時刻
平日	12:00～20:00	20:30
土曜日	12:00～20:00	20:30
日曜・祝日	9:00～20:00	20:30

※退出時刻は厳守すること。

(手続)

第3条 第2グラウンドおよび第3グラウンドを使用する個人または学生団体は、定められた期日までに、活動許可願を学生課に提出し、校舎責任者の許可を受けなければならない。

2 前項に関わらず、第2条に定める使用時間のうち、平日の午後16時10分以前の使用については、活動許可願の提出を求めない。

(取消)

第4条 校舎責任者は、大学運営上必要な場合または使用されることが不相当と判断した場合は、使用許可を取り消すことがある。

(鍵の保管)

第5条 出入口および部室等の鍵は、各施設の管理室において保管する。

(休業期間)

第6条 定期メンテナンス期間およびその他大学が指定する期間は休業期間とし、使用を禁止することがある。

(遵守義務)

第7条 本施設を使用する個人または学生団体は、施設の使用を終えた時は、速やかに原状に復さなければならない。

(破損)

第8条 本施設を使用する個人または学生団体が施設、設備、備品等を破損した場合は、当該団体の責任者が修理または弁償するものとする。ただし、故意によって施設等を破損させた場合は、その行為の違法性・不当性について越谷校舎学生委員会に諮るものとする。

(内規の改廃)

第9条 本内規の改廃は、越谷校舎学生委員会において決定する。

附 則

本内規は、平成23年3月9日から施行する。

附 則

1. 本内規は、「第2グラウンド使用内規」を名称変更し、平成30年4月1日から改正施行する。
- 2 「第3グラウンド使用内規」は廃止する。

附 則

本内規は、令和2年4月1日より改正施行する。